

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号

東芝テック株式会社

代表取締役社長 池 田 隆 之

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大が引き続き懸念される状況にあることを踏まえ、慎重に検討しました結果、適切な感染防止策を講じた上で、本総会を開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、**極力、書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法により事前に議決権を行使していただき、ご自身の健康状態にかかわらず、本総会当日のご来場をお控え下さいますよう強くお願い申し上げます。**

事前に議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2020年6月25日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使して下さい**ますようお願い申し上げます。

また、本総会においては、感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

なお、4頁の「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い」につきましても、併せてご高覧下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

お土産の取り止めについて

株主総会にご出席の株主様へのお土産につきましては、本総会より取り止めさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1	日 時	2020年6月26日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	東京都品川区東五反田二丁目17番2号 オーバルコート大崎 マークイースト 当社大崎事務所 2階 会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照下さい)
3	目 的 事 項	報 告 事 項 第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、 計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決 議 事 項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役12名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限 付株式報酬制度に係る報酬決定の件

- ▶本通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、別添の第95期報告書のとおりであります。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toshibatec.co.jp/>）に掲載しておりますので、第95期報告書には記載しておりません。
- ▶事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

第95期 期末配当金のお支払いについて

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、第95期に係る期末配当金として1株当たり10円（税込）を2020年6月29日よりお支払いすることを決議いたしました。

上記期末配当金に関する配当金領収証は、本総会終了後に、決議通知等の書類に同封して株主の皆様にご送付いたします。つきましては、払渡期間（2020年6月29日から同年7月31日まで）内に、当該配当金領収証により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局において、上記期末配当金をお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

なお、配当金の送金方法をご指定の方には、別途送金の手続きをいたします。

▶ 書面またはインターネットによる議決権行使の方法

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時15分まで



▶ 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記行使期限までに到達するようにご返送下さい。



▶ インターネットによる議決権の行使

インターネット（パソコン・スマートフォン）により議決権を行使される場合には、22頁及び23頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、上記行使期限までに議案に対する賛否をご投票下さい。

書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとし、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使を有効なものとさせていただきます。

機関投資家の皆様

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合は、「議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる「東証プラットフォーム」）」をご利用いただけます。

株主総会にご出席いただく株主様



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。（ご押印は不要です）
また、議事資料として、本招集ご通知及び第95期報告書をご持参下さいますようお願い申し上げます。

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い

- ・本総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や、政府等の発表内容等により、本招集ご通知に記載の感染拡大防止対応を更新する場合がございます。なお、感染拡大防止対応を更新した場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toshibatec.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ・本総会にご来場いただく株主様におかれましては、必ずマスクをご持参・ご着用の上、ご来場下さいますようお願い申し上げます。また、会場受付付近にアルコール消毒液を配備いたしますので、アルコール消毒の実施にご協力下さいますようお願い申し上げます。
- ・本総会にご来場いただく株主様には、会場受付付近で検温を実施させていただきます。検温により発熱があると認められる方に加え、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様におかれましては、本総会の運営スタッフにお申し出下さいますようお願い申し上げます。
- ・本総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会においては、感染拡大防止のため所要時間を短縮いたしますので、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明を、極力、省略させていただきます。本総会にご出席いただく株主様におかれましては、事前に本招集ご通知及び第95期報告書にお目通し下さいますようお願い申し上げます。

株主の皆様には、多大なご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役会の決議の省略) 第23条の2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該提案について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（10名）が本総会終結の時をもって任期満了となりますこと、並びにコーポレートガバナンス強化を企図して独立性の高い社外取締役を2名から4名に増員することから、取締役12名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名				当社における地位及び担当	取締役 在任年数 (本総会終結時)	取締役会 出席状況 (2019年度)		
1	にし 錦	こり 織	ひろ 弘	のぶ 信	新 任	副社長執行役員、社長補佐	—	—	
2	うち 内	やま 山	まさ 昌	み 巳	再 任	取締役 専務執行役員、社長補佐、リテール・ソ リューション事業本部長	2年	出席率100% 14回/14回	
3	いの 井	うえ 上	ゆき 幸	お 夫	再 任	取締役 常務執行役員、財務統括責任者（C F O）、内部管理体制推進担当、財務部長	5年	出席率100% 14回/14回	
4	やま 山	だ 田	まさ 雅	ひろ 広	再 任	取締役 常務執行役員、プリンティング・ソリュ ーション事業本部長	2年	出席率100% 14回/14回	
5	かね 金	だ 田		ひとし 仁	再 任	取締役 常務執行役員、法務担当、総務部長 指名・報酬諮問委員会委員	2年	出席率100% 14回/14回	
6	やま 山	ぐち 口	なお 直	ひろ 大	再 任	取締役 執行役員、生産・調達・S C M統括セン ター長、全社生産統括責任者	3年	出席率100% 14回/14回	
7	たけ 武	い 井	じゅん 純	いち 一	再 任	取締役 執行役員、I T戦略システム担当、経営 企画部長、全社営業統括責任者、経営変 革統括責任者	1年	出席率100% 11回/11回	
8	くわ 桑	はら 原	みち 道	お 夫	再 任	社外取締役 候補者	取締役 指名・報酬諮問委員会委員長	4年	出席率100% 14回/14回
9	なが 長	せ 瀬		しん 眞	再 任	社外取締役 候補者	取締役 指名・報酬諮問委員会委員	4年	出席率100% 14回/14回
10	か 加	も 茂	まさ 正	はる 治	新 任	—	—	—	
11	もり 森	した 下	ひろ 洋	たか 司	新 任	社外取締役 候補者	—	—	
12	あお 青	き 木	み 美	ほ 保	新 任	社外取締役 候補者	—	—	

候補者
番 号

1

新 任

にし
錦

こり
織

ひろ
弘

のぶ
信

(1956年8月2日生)

■ 所有する当社の株式数 1,000株

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年4月 富士通(株) 入社
2006年12月 同社 経営執行役、ストレージプロダクト事業本部長
2009年10月 (株)東芝 入社、デジタルメディアネットワーク社社長附
2010年4月 同社 ストレージプロダクツ社HDD事業部長
2010年6月 同社 執行役常務
2012年6月 同社 執行役上席常務
2013年10月 同社 クラウド&ソリューション社社長
2015年4月 同社 インダストリアルICTソリューション社社長
2017年6月 同社 執行役専務
2017年7月 同社 デジタルソリューション所管、東芝デジタルソリューションズ(株) 取締役社長
2020年4月 当社 副社長執行役員、社長補佐（現在）

■ 候補者とした理由

デジタル分野での豊富な経験、見識等を有しており、ソリューション事業拡大を重要戦略として掲げる当社の意思決定及び業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、取締役の候補者いたしました。

候補者
番 号

2

再 任

うち
内

やま
山

まさ
昌

み
巳

(1962年1月13日生)

■ 取締役在任年数 2年（本総会終結時）

■ 取締役会出席率（2019年度） 100％（14回/14回）

■ 所有する当社の株式数 2,800株（注⑤）

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年4月 当社 入社
2012年1月 当社 システムソリューション事業本部技師長
2014年4月 当社 システムソリューション事業本部中部支社長
2015年7月 当社 執行役員
2017年4月 当社 リテール・ソリューション事業本部営業統括責任者、同国内営業推進統括部長
2018年4月 当社 リテール・ソリューション事業本部長（現在）
2018年6月 当社 取締役、常務執行役員
2020年4月 当社 取締役、専務執行役員、社長補佐（現在）

■ 候補者とした理由

豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、取締役の候補者いたしました。

候補者
番 号

3

再 任

いの

井

うえ

上

ゆき

幸

お

夫

(1962年1月3日生)

- 取締役在任年数 5年 (本総会終結時) ■ 取締役会出席率 (2019年度) 100% (14回/14回)
- 所有する当社の株式数 1,100株 (注⑤)

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年4月 (株)東芝 入社
2010年5月 同社 財務部グループ (資金担当) グループ長
2014年5月 東芝ヨーロッパ社 財務統括責任者
2015年9月 当社 執行役員
2015年9月 当社 財務統括責任者 (C F O)、財務部長 (現在)
2015年10月 当社 取締役 (現在)
2018年6月 当社 常務執行役員 (現在)
2019年6月 当社 内部管理体制推進担当 (現在)

■ 候補者とした理由

豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、取締役の候補者とい
たしました。

候補者
番 号

4

再 任

やま

山

だ

田

まさ

雅

ひろ

広

(1962年6月28日生)

- 取締役在任年数 2年 (本総会終結時) ■ 取締役会出席率 (2019年度) 100% (14回/14回)
- 所有する当社の株式数 3,227株 (注⑤)

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年4月 (株)東芝 入社
2009年4月 東芝アメリカビジネスソリューション社 取締役会長
2012年7月 当社 グローバルソリューション事業本部SCM・調達管理部長
2015年10月 当社 プリンティング・ソリューション事業本部営業推進統括部長
2016年7月 当社 執行役員
2017年4月 当社 プリンティング・ソリューション事業本部営業統括責任者
2018年6月 当社 取締役、常務執行役員、プリンティング・ソリューション事業本部長 (現在)

■ 候補者とした理由

豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、取締役の候補者とい
たしました。

候補者 番 号	5	再 任	かね 金	だ 田	ひとし 仁	(1960年3月27日生)
------------	----------	------------	----------------	---------------	-----------------	---------------

■ 取締役在任年数	2 年 (本総会終結時)	■ 取締役会出席率 (2019年度)	100% (14回/14回)
-----------	--------------	--------------------	----------------

■ 所有する当社の株式数 4,100株 (注⑤)

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1982年4月 当社 入社
 2009年7月 当社 総務部次長
 2011年6月 東芝ヒューマンアセットサービス(株) 代表取締役社長
 2014年6月 当社 総務部長 (現在)
 2016年7月 当社 執行役員
 2018年6月 当社 取締役、法務担当 (現在)
 2019年6月 当社 常務執行役員、指名・報酬諮問委員会委員 (現在)

■ 候補者とした理由

豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、取締役の候補者とい
 たしました。

候補者 番 号	6	再 任	やま 山	ぐち 口	なお 直	ひろ 大	(1962年3月10日生)
------------	----------	------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------

■ 取締役在任年数	3 年 (本総会終結時)	■ 取締役会出席率 (2019年度)	100% (14回/14回)
-----------	--------------	--------------------	----------------

■ 所有する当社の株式数 3,400株 (注⑤)

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年4月 当社 入社
 2011年6月 当社 グローバルソリューション事業本部生産統括責任者、生産・調達本部長附
 2015年7月 当社 執行役員、生産・調達・SCM統括センター長、全社生産統括責任者 (現在)
 2017年4月 東芝テック深圳社 董事長 (現在)
 2017年6月 当社 取締役 (現在)

■ 候補者とした理由

豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、取締役の候補者とい
 たしました。

候補者番号 **7** **再任** たけ い じゅん いち
武 井 純 一 (1962年9月30日生)

■ 取締役在任年数 1年 (本総会終結時) ■ 取締役会出席率 (2019年度) 100% (11回/11回)

■ 所有する当社の株式数 1,445株 (注⑤)

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年4月 当社 入社
2012年1月 当社 システムソリューション事業本部経営企画部長
2012年4月 当社 経営企画部第一企画室長
2016年4月 当社 リテール海外事業推進部副事業推進部長
2018年6月 当社 執行役員、IT戦略システム担当、経営企画部長、全社営業統括責任者 (現在)
2019年6月 当社 取締役、経営変革統括責任者 (現在)

■ 候補者とした理由

豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、取締役の候補者といいました。

候補者番号 **8** **再任** **社外取締役候補者** くわ はら みち お
桑 原 道 夫 (1948年10月24日生)

■ 取締役在任年数 4年 (本総会終結時) ■ 取締役会出席率 (2019年度) 100% (14回/14回)

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1972年4月 丸紅(株) 入社
2002年4月 同社 執行役員
2004年4月 同社 常務執行役員
2006年4月 同社 専務執行役員
2008年4月 同社 副社長執行役員
2008年6月 同社 代表取締役、副社長執行役員
2010年5月 (株)ダイエー 代表取締役社長 (2013年5月まで)
2016年4月 東京外国語大学 監事 (現在)
2016年7月 当社 社外取締役 (現在)
2017年2月 当社 指名・報酬諮問委員会委員長 (現在)
2020年3月 片倉工業(株) 社外取締役 (現在)

■ 候補者とした理由

東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ主に企業経営者として培われた豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定並びに業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、社外取締役の候補者といいました。

候補者
番号

9

再任

社外取締役
候補者

なが
長

せ
瀬

しん
眞

(1950年3月13日生)

■ 取締役在任年数 4 年 (本総会終結時) ■ 取締役会出席率 (2019年度) 100% (14回/14回)

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1972年4月 全日本空輸(株) 入社
2001年4月 同社 執行役員
2003年4月 同社 常務執行役員
2004年4月 同社 上席執行役員
2004年6月 同社 取締役、執行役員
2005年4月 同社 常務取締役、執行役員
2007年4月 同社 専務取締役、執行役員
2009年4月 同社 代表取締役副社長、執行役員
2012年4月 (株)ANA総合研究所 代表取締役社長 (2016年3月まで)
2016年6月 (株)ハピネット 社外取締役 (現在)
2016年6月 三菱地所(株) 社外取締役 (現在)
2016年7月 当社 社外取締役 (現在)
2017年2月 当社 指名・報酬諮問委員会委員 (現在)

■ 候補者とした理由

東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ主に企業経営者として培われた豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定並びに業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、社外取締役の候補者といたしました。

候補者 番 号	10	新 任	か 加	も 茂	まさ 正	はる 治	(1967年12月5日生)
------------	----	-----	--------	--------	---------	---------	---------------

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1992年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
1996年6月 (株)日光堂 取締役副社長
2000年11月 (株)U S E N 取締役副社長
2010年6月 (株)ローソン 常務執行役
2014年3月 同社 専務執行役
2016年12月 デロイトトーマツフィナンシャルアドバイザリー(同) シニアアドバイザー
2017年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー
2020年1月 (株)東芝 入社、豊原執行役専務附
2020年4月 同社 執行役上席常務（経営企画部担当、グループ経営統括部担当、経営企画部バイスプレジデント）（現在）

■ 候補者とした理由

豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、取締役の候補者といいたしました。

候補者 番 号	11	新 任	社外取締役 候補者	もり 森	した 下	ひろ 洋	たか 司	(1950年10月7日生)
------------	----	-----	--------------	---------	---------	---------	---------	---------------

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1976年4月 (株)豊田自動織機製作所（現 (株)豊田自動織機） 入社
1999年3月 同社 自動車事業部生産技術部長
2005年6月 同社 取締役
2006年6月 同社 常務役員
2006年6月 イヅミ工業(株) 代表取締役社長（2008年2月まで）
2008年6月 Toyota Motor Industries Poland Sp.z o.o 社長（2011年6月まで）
2008年6月 (株)豊田自動織機 常務執行役員
2010年6月 同社 取締役
2011年6月 同社 専務取締役
2013年6月 同社 代表取締役副社長（2016年6月まで）

■ 候補者とした理由

東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ主に企業経営者として培われた豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定並びに業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、社外取締役の候補者といいたしました。

候補者
番号

12

新 任

社外取締役
候補者

あお
青

き
木

み
美

ほ
保

(1961年4月12日生)

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年4月 ポストン・コンサルティング・グループ 入社（1985年7月まで）
1987年6月 米国ハーバード大学経営学大学院（経営学）修士課程修了
1987年8月 ソロモン・ブラザーズ・インク アソシエイト
1990年1月 ファイザー・インク ディレクター
1995年9月 エスティ・ローダー・グループ・オブ・カンパニーズ(株) 事業部長
2001年6月 デロイトトーマツコンサルティング(株) 執行役員
2005年7月 エスケル・ジャパン・リミテッド(株) 代表取締役
2008年3月 日本アムウェイ(同) 副社長（2010年7月まで）
2017年4月 昭和女子大学食安全マネジメント学科 非常勤講師
2019年4月 同学同科 特命准教授
2020年4月 同学同科 准教授（現在）

■ 候補者とした理由

東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ主に企業経営者及び大学教員として培われた豊富な経験、見識等を有しており、当社の意思決定並びに業務執行の監督等を果たすことができるものと判断し、社外取締役の候補者といたしました。

(注) ①各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

②「略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社（株東芝）及びその子会社における候補者の地位及び担当を含めて記載しております。

③当社は、桑原道夫氏及び長瀬眞氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、本総会において各氏が社外取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、森下洋司氏及び青木美保氏が社外取締役に選任された場合、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

④当社は、桑原道夫氏及び長瀬眞氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出しており、本総会において各氏が社外取締役に再任された場合、各氏は独立役員を継続する予定であります。また、当社は、森下洋司氏及び青木美保氏が社外取締役に選任された場合、各氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

⑤当社の株式報酬型新株予約権を別途所有しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 鈴木道雄氏及び社外監査役 田淵秀夫氏が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	1	新 任	とみ 富	さわ 沢	こう 幸	き 樹	(1961年11月9日生)
------------	---	-----	---------	---------	---------	--------	---------------

■ 所有する当社の株式数 600株

■ 略歴、地位、重要な兼職の状況

1987年9月 当社 入社
2005年10月 当社 流通情報システムカンパニー大仁事業所経理部長
2006年5月 当社 経理部グループ管理担当グループ長
2008年11月 当社 経理部主計室長
2009年12月 当社 経理部管理室長
2013年5月 当社 財務部第一財務室長（現在）

■ 候補者とした理由

豊富な経験、見識等を有しており、当社の業務執行の監査等を果たすことができるものと判断し、監査役の候補者といたしました。

候補者
番 号

2

新 任

社外監査役
候補者

うめ
梅

は
葉

よし
芳

ひろ
弘

(1955年3月15日生)

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 略歴、地位、重要な兼職の状況

1977年4月 三菱化成工業(株) (現 三菱ケミカル(株)) 入社
2005年5月 同社 石化管理部長
2008年6月 同社 執行役員
2012年4月 同社 取締役、常務執行役員
2015年6月 (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役監査委員
2016年6月 同社 取締役監査委員長 (2019年6月まで)
2020年4月 専修大学大学院経済学研究科 客員教授 (現在)

■ 候補者とした理由

東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ主に企業経営者及び監査委員として培われた豊富な経験、見識等を有しており、当社の業務執行の監査等を果たすことができるものと判断し、社外監査役の候補者いたしました。

(注) ①各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- ②当社は、本総会において梅葉芳弘氏が社外監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- ③当社は、本総会において梅葉芳弘氏が社外監査役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案▶ 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の嵯峨谷巖氏の選任の有効期間が満了しますので、改めて、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

再 任

社外監査役の
補欠監査役候補者

さ が や
嵯 峨 谷

つよし
巖

(1973年9月6日生)

■ 所有する当社の株式数 一株

■ 略歴、地位、重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録（現在）
2001年10月 ときわ総合法律事務所 入所
2004年1月 弁護士法人大江橋法律事務所 入所
2007年10月 ときわ法律事務所 入所
2010年1月 嵯峨谷法律事務所開設、同事務所 所長（現在）
2016年6月 当社 社外監査役の補欠監査役（現在）

■ 候補者とした理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たし、かつ主に弁護士として培われた豊富な経験、見識等を有しており、当社の業務執行の監査等を果たすことができるものと判断し、社外監査役の補欠監査役の候補者としていたしました。

(注) ①嵯峨谷巖氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

②当社は、本総会において嵯峨谷巖氏が社外監査役の補欠監査役に再任され、かつ同氏が実際に社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

③当社は、本総会において嵯峨谷巖氏が社外監査役の補欠監査役に再任され、かつ同氏が実際に社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社は、2016年6月24日開催の第91期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円以内（内、社外取締役42百万円以内）、業務執行取締役に対する株式報酬型新株予約権に係る報酬額は年額30百万円以内と定めております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）と株主の皆様との一層の価値共有を図るとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的として、既存の報酬枠とは別に、対象取締役に対して、新たに「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型譲渡制限付株式報酬」制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

なお、本制度の導入に伴い、従来の株式報酬型新株予約権制度を廃止するとともに、同制度に係る報酬枠（年額30百万円以内）を廃止することといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の付与のために支給する報酬は、金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）といたします。ただし、対象取締役以外の非業務執行取締役に対しては、「譲渡制限付株式報酬」と「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の付与のための報酬は、支給しないものといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は10名（内、社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役は12名（内、社外取締役4名）となり、業務執行取締役は7名となります。

対象取締役に支給する金銭報酬債権は、「譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額100百万円以内とし、合計年額130百万円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、「譲渡制限付株式報酬」については年14,000株以内、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年46,000株以内とし、合計年60,000株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行または処分に当たってのその1株当たりの払込金額は、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。以下同じ。）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

【譲渡制限付株式報酬制度の概要】

「譲渡制限付株式報酬」制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、「譲渡制限付株式報酬」を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役に当社が発行または処分する当社の普通株式を割り当て、これを保有させるものです。「譲渡制限付株式報酬」制度に基づき、対象取締役に当社の普通株式を割り当てるに当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものいたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から対象取締役が当社の取締役会が予め定める地位から退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、本割当契約により割当を受けた日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点までの期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に、当社の取締役会が予め定める地位から退任した場合には、その退任につき、死亡またはその他の正当な事由（以下「正当な事由」という。）がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、役務提供期間が満了する前に、正当な事由により当社の取締役会が予め定める地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、取締役会において定めるものとする。

【業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の概要】

「業績連動型譲渡制限付株式報酬」制度は、原則として1事業年度（以下「業績評価期間」という。）の、取締役会が予め定める収益性、成長性及び資産効率等の定量的指標並びに将来の事業達成に繋がる取り組み等の定性的指標（以下「業績目標等」という。）の達成度合いに応じて、対象取締役に対して、業績評価期間終了後に、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みさせることで、対象取締役に当社が発行または処分する当社の普通株式を割り当て、これを保有させるものです。対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額の算定方法や対象取締役に對する当社の普通株式の割当条件等は、以下のとおりであります。

なお、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」制度に基づき、対象取締役に当社の普通株式を割り当てるに当たっては、上記【譲渡制限付株式報酬制度の概要】に記載の本割当契約に準ずる内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することにより、譲渡制限を設けるものといたします。

（１）金銭報酬債権の額の算定方法

「業績連動型譲渡制限付株式報酬」制度により対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に對して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に業績評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行または処分を決定する取締役会の決議日（以下「割当取締役会決議日」という。）の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、業績目標等の達成度合いを考慮の上決定された業績連動報酬の総額に、取締役会において予め定めた役位ごとの株式報酬比率を乗じた額を、割当取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額で割った数とする。

（２）対象取締役に對する当社株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に對して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

①対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったこと

②取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、業績評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合または業績評価期間中に対象取締役が正当な事由により当社の取締役会が予め定める地位から退任した場合（死亡により退任した場合を除く）には、当該対象取締役または退任者に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。また、業績評価期間中に対象取締役が死亡した場合には、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して支給する。

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、対象取締役に対して支給する。

(ご参考)

なお、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度の内容に準ずる「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型譲渡制限付株式報酬」を取締役会の決議により支給し、当社が発行または処分する当社の普通株式を割り当てる予定です。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性基準

取締役会は、上場している金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

1. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
2. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
3. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、当該他社または当社の連結売上高の2%を超える場合。
4. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人であった場合。
5. 当該社外役員が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外役員が所属する団体が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家またはコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。
6. 当該社外役員が、現在もしくは過去3年間において業務を執行する役員もしくは使用人として在籍していた法人、または本人に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。
7. 当該社外役員が、現在または過去3年間において、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役または使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
8. 当該社外役員が、現在または過去5事業年度における当社の会計監査人において、現在または過去3年間に代表社員、社員または使用人であった場合。

注：社外取締役及び社外監査役を総称して「社外役員」という。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時15分まで

▷パソコンをご利用の方

下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って賛否をご投票下さい。

▷ 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

▷スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」と「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、この方法での議決権行使は1回に限ります。

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

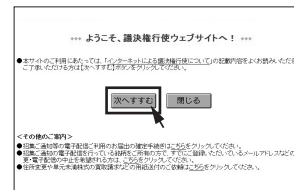
● インターネットによる議決権行使について

- ▶ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- ▶ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

パソコンによる操作手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

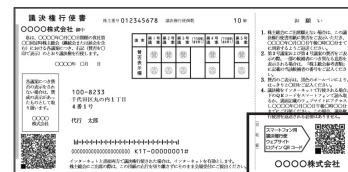
左記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、「次へすすむ」をクリックする。



スマートフォンによる操作手順

1 QRコードを読み取る

スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



● パスワードのお取り扱いについて

- ▶ 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。大切にお取り扱い願います。
- ▶ 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。

2 議決権行使コードを入力し、ログインする

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックする。

3 パスワードを入力する

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックする。

4 賛否を投票する

画面の案内に従い、議案に対する賛否をご投票下さい。

2 議決権行使方法を選択する

3 各議案の賛否を選択する

4 賛否を投票する

画面の案内に従い、議案に対する賛否をご投票下さい。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

- インターネットによる議決権行使に関してご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話：0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

- 其他のご照会は、下記にお問い合わせ下さい。

- (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社宛にお問い合わせ下さい。
- (2) 証券会社に口座をお持ちではない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行
証券代行事務センター
電話：0120-782-031
受付時間：午前9時～午後5時（土日休日を除く）

株主総会会場ご案内図

開催
日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)

会場

東京都品川区東五反田
二丁目17番2号
オーバルコート大崎
マークイースト
当社大崎事務所
2階 会議室



交通機関

- JR
(山手線、埼京線、湘南新宿ライン)
- 東京臨海高速鉄道 りんかい線

大崎駅 (北改札口 東口)

徒歩
6分

お願い

当日ご出席の際は、
お車でのご来場はご遠慮下さい。

